

要件について

No.	質 問	回 答
1	10月1日～12月23日を適用日としたのはなぜですか？	10月1日に令和7年度の最低賃金額が決定し、12月23日からの適用となったことから、10月1日～12月23日の間に適用となった賃金を対象としています。
2	賃金を複数回引き上げて、合計77円引き上げました。この場合も対象となりますか？	複数回引き上げても対象となります。例えば時給980円の従業員に対し、11/1に時給を60円引き上げ1,040円とし、その後3月に、12月までさかのぼって時給を17円引き上げ、その差額を支給することで、77円以上の引上げとした場合でも対象となります。 ※12月24日以降の給与から適用とした場合は、対象となりませんのでお気をつけください。
3	引き上げ後1年以上の雇用の継続について、自己都合により退職した場合はどのようになりますか？	自己都合により退職した場合は、支援金を返還する必要はありません。ただし、会社都合であることが判明した場合は、返還していただきます。
4	引き上げ後1年以上の賃金水準の維持について、業績悪化等の会社都合により賃金を引き下げた場合はどのようになりますか？	会社都合により賃金を引き下げた場合は、支援金を返還していただきます。
5	引き上げ後1年以内に自己都合で退職することが分かっていますが、申請は可能ですか？	自己都合や契約期間の満了により、申請時に退職することが判明している場合は対象となりません。